

※外国人旅行者から見て、荷物を取り扱う施設であることを一目で判別できるものをいう。ピクトグラムと同義。

1. 対象とするサービス内容

- ① 宅配運送サービス・一時預かりサービス全般を対象とする。
 - ② 上記のうち多言語対応等、訪日外国人旅行者に対応できるサービスを一定レベル以上で提供しているものを対象とする。
- ※②の場合、サービスレベルをどのように制度的に担保するか。

2. 利用場所・利用事業者・利用媒体 等

- a. 利用場所 (空港、駅、ホテル、商業施設、観光案内所 等)
- b. 利用事業者 (宅配便事業者、小売店等の流通業者、施設管理者 等)
- c. 利用媒体 (店舗や施設の案内表示、パンフレット、WEB 等) 等

※参考

訪日外国人受入促進のキャンペーンロゴマークとして、免税店シンボルマークのような、いわゆる「桜のマーク」があり、パンフレット等においては、今回作成する共通ロゴマークに合わせて使用される場合がある。

(参考)免税店シンボルマーク

